

山口市における「地域型つどいの広場設置助成事業」の創設と展開

－既存建築を活用した子育て支援施設整備に関する研究－

FOUNDATION AND EXPANSION OF “THE PROJECT AIDING ESTABLISHMENT OF AREA CLOSE ASSEMBLY PLAZA” IN YAMAGUCHI CITY

－ Study on the supply of childcare support facilities converted the existent buildings －

山本幸子*, 伊藤優里**, 中園真人***

Sachiko YAMAMOTO, Yuri ITO and Mahito NAKAZONO

The foundation details of the project system and the development processes of the facilities construction are put in order for “The project aiding establishment of area close assembly plaza” of Yamaguchi City. The relation between the contents of conversion of existent building and the method of fund-raising and the characteristics of the management by the regional organizations are explained. The construction of the system that opening and management of the facilities are supported by the administrative, non profit organization and area organization is effective and the expansion of the system that precise improvement is carried out is important.

Keywords : Child Care Support, Assembly Plaza, Regional Organization, Conversion, Grant for Repair

子育て支援, つどいの広場, 地域組織, 転用, 改修費補助

1. 序論

合計特殊出生率が急落した1989年の1.57ショックを契機に、子育て支援施策の基本的方向性を示した「エンゼルプラン」(1994)及び具体的実施計画を策定した「新エンゼルプラン」(1999)を始めとして、様々な少子化対策が講じられてきた。未就園児を持つ家庭への支援としては、保育所の機能を活用し子育てに関する専門的な相談や交流を図る「地域子育て支援センター事業」(1995)と、空き施設・空き店舗等を活用し身近な場所で気軽に集える環境整備を目的とした「つどいの広場事業」(2002)^{注1)}を主軸に展開され、「子ども・子育て応援プラン」(2004)では、両者合わせて6千ヶ所(全国中学校区の約6割)を整備する方針が掲げられた^{注2)}。2007年に両事業は「地域子育て支援拠点事業」として再編統合され、センター型・ひろば型・児童館型の施設タイプ毎に、各々の特徴を活かした事業が展開されている^{注3)}。さらに児童福祉法の改正(2009)により、子育て支援事業の法律上の位置付けが明確化され、「子ども・子育てビジョン」(2010)では2014年度までに1万ヶ所を整備する目標値が示された。

このように地域子育て支援拠点の量的拡充が急速に進められているが、同時に施設運営と人材育成に対する支援の拡充が課題として指摘される。主に自治体運営・保育所併設型で実施されるセンター型に対し¹⁾、ひろば型は事業創設当初から実施主体は市町村であるが、NPO法人や民間事業所等に委託が認められ、多様な主体が担い手となること想定されていた。しかし現実には自治体や社会福祉法人等の半公的な主体が大半を占めており^{注4)}、人材育成や財源確保等の問題から、NPO法人等の新規参入が難しいという課題が指摘され

ている²⁾。ひろば型の主旨である「地域の子育て支援機能の充実を図る」という観点からも、地域の多様な人材を活用した運営手法の検討と人材育成に対する支援方策の構築が重要課題である。

施設整備については、ひろば型は公共施設の空き室や空き店舗、民家、集合住宅の一室等、建築形態が多様で^{注5)}、「10組の親子が利用可能な面積及び授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具等の設備を有すること」という緩やかな設置基準は、既存建築の活用を図る場合には有効な基準設定といえる。ただし、用途変更に伴う内部改修や新たな設備工事等が必要となる場合も多いが、現状では施設借上げのための賃借料は補助対象となるものの、施設改修に係る経費は対象外で^{注6)}、施設の確保と併せて改修費用の調達が課題である。

子育て支援拠点整備に関連する研究には、全国のつどいの広場設置動向の報告⁴⁾や、「ひろば型」運営主体に対するアンケート調査から、自治体直営と委託の場合の運営体制の課題を明らかにした研究⁵⁾、スタッフ養成のための研修プログラムの試行的実施⁶⁾、活動ガイドライン作成に関する研究報告⁷⁾等、実践的取組みも試行され始めている。施設整備に関しては、建築形態と面積・諸室構成の関連分析を行った研究⁸⁾や、施設の空間機能を整理し、来訪者の調査をもとに利用特性と評価を分析した報告⁹⁾等があるが、「つどいの広場事業」の開始から10年に満たないため、全体的に研究蓄積は少なく、施設の設置・運営を担う組織の育成・支援方策を論じた研究や、既存建築の改修方法あるいは改修費調達方法に着目した研究は少ない。

上記の地域の人材を活用した施設開設と運営の支援及び施設の改修費確保の課題に関連し、山口市では2005年にひろば設置のため

* 山口大学大学院理工学研究科 助教・博士(工学)

** 山口大学大学院理工学研究科 博士前期課程

*** 山口大学大学院理工学研究科 教授・工博

Assistant Prof., Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ., Dr. Eng.

Graduate Student, Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ.

Prof., Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ., Dr. Eng.

表1 調査概要

調査項目	方法	内容	調査期間
1次調査: 単独事業 創設の経緯 と事業の 特徴把握	市担当者(当時)に 対するヒアリング	事業創設の背景と 目的、事業概要	2006年1月、 2010年5月 (追加)
	てとと・ちやちや・しゅっぽぼ利用者 に対するアンケート	居住地区、交通手 段、来館動機・目 的、施設評価	2006年12月
2次調査: 単独事業の 変遷と施設 整備状況	市担当者に対する ヒアリング	2007年以降の事業 の変遷点とその理 由、施設整備状況	2010年5月
	運営組織に対する ヒアリング	開設経緯、運営方 法、契約・改修内容	2010年5月 ~2011年 2月
	建物実測調査	配置図、平面図、 家具配置図	

表2 調査対象施設の概要

事例 番号	施設名	地区 名	開設年月	建築 時期	構造・ 階数	建物形式	延床 面積 (㎡)	駐車 台数 (敷地 外)	地区概要				
									2005年			2000-2005年	
									人口 (人)	0~4 歳/ 人口 (人)	0~4 歳/ 人口 (人)	人口 増減 率(%)	0~4歳 人口 増減率 (%)
1	てとと	白石	2003年7月	明治	木造平屋	店舗併用住宅	109.4	無	10,064	426	4.2	7.08	8.95
2	ちやちや☆ちや	湯田	2004年5月	昭和	RC2階	旧児童図書館	113.50	グラウンド ^{※1}	13,430	630	4.7	-3.00	-7.35
3	しゅっぽぼ	嘉川	2005年7月	昭和	木造平屋	独立住宅	96.52	6	7,055	280	4.0	-1.05	1.08
4	キラ◇きら	大殿	2007年9月	昭和	木造平屋	独立住宅	92.68	5	8,059	249	3.1	-8.69	-22.43
5	楽楽楽	吉敷	2008年7月	昭和	木造平屋	独立住宅	95.30	5(6)	14,494	936	6.5	5.48	-4.78
6	小郡ぼぼ	小郡	2009年5月	昭和	木造平屋	旧私立保育園	82.22	10(共用)	23,009	1,100	4.8	-0.42	-9.09
7	ひらひら	平川	2010年7月	昭和	木造平屋	独立住宅	75.40	8(5)	19,380	775	4.0	10.55	28.74

表注1) 山口市児童文化センターグラウンドの一部を使用しているため、台数不明

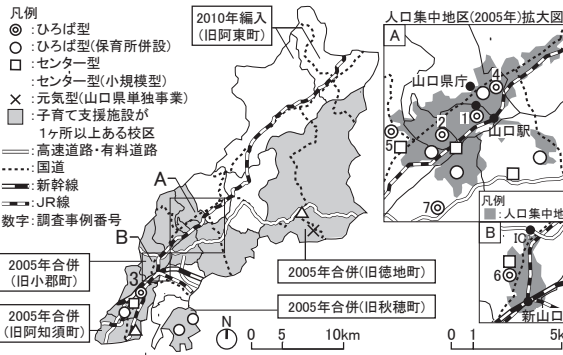


図1 中学校区別子育て支援施設立地状況

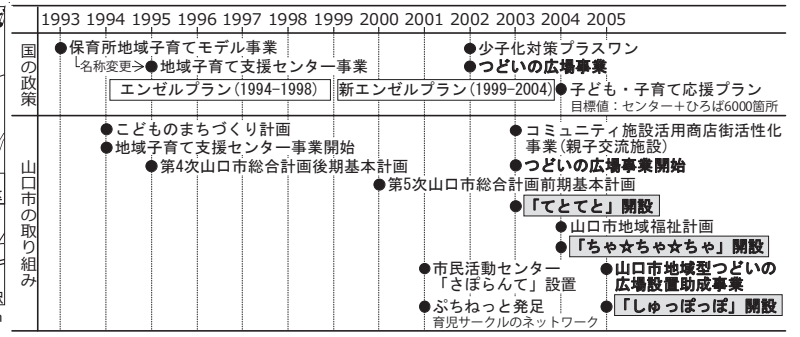


図2 山口市の子育て支援の取り組み(2005年以前)

の単独事業を創設し、地域組織による施設開設に向けた取組みと運営を支援する体制を構築するとともに、改修費に対する助成制度を導入し、「ひろば型」を中心に子育て支援拠点の整備促進を目指しており^{注7)}、地域の人材と既存建築を活用した先進的な整備運営方式として位置付けられる。そこで本論では、山口市の「地域型つどいの広場設置助成事業」を対象に、事業制度の創設経緯を整理した上で、地域組織による施設整備の展開プロセスと運営の特徴を明らかにするとともに、既存建築の改修内容と費用調達方法の関連を示すことを目的とし、その知見をもとに今後の展開に向けた課題に関し考察を加える。尚、使われ方調査をもとにした施設の空間機能評価については、稿を改めて報告する予定である。

2. 調査概要

2010年度末時点の山口市の中学校区別子育て支援施設立地状況を図1に示す。施設総数は22で、17中学校区のうち10校区において施設が設置されている。調査は表1に示すとおり、1次調査(単独事業創設後:2006年)と2次調査(事業内容変更後:2010年)を実施した。1次調査は市担当者への単独事業創設経緯のヒアリングと、単独事業創設前に設置された2施設及び単独事業により開設された1施設の利用者アンケート調査^{注8)}を実施した。2次調査は、市担当者への事業の変更経緯と施設整備状況のヒアリングを行った上で、「ひろば型」の14施設のうち、保育所併設施設を除く7事例を調査対象とし、運営組織責任者への施設整備プロセスのヒアリングと施設の実測調査を実施した。

施設概要を表2に示すが、7例中6例が木造平屋建てで、うち4例が独立住宅(事例3,4,5,7)である。事例2はRC造の旧児童図書館で、事例1を除き駐車場が確保されている。地区別の人口100人当たり乳幼児数は全国平均値(4.37)と同等の4人前後で、全人口・0-4歳人口共に減少している地区が過半数を占めるが、0-4歳人口が3

割近く増加している地区(平川)も存在する。

3. つどいの広場設置の取り組み

3.1 山口市における子育て支援施策の概要

山口市の未就園児を持つ家庭に対する子育て支援の取組み及び関連施策を図2に示す。「エンゼルプラン」が策定された1994年に「こどものまちづくり推進計画」が策定され、保育の充実や児童の健全育成活動等による少子化対策が進められた。同年、地域全体の子育て支援基盤形成を目的に「地域子育て支援センター事業」が開始され、「第四次山口市総合計画」(1995)では、保育所の機能を活用した相談支援体制の整備等により地域における子育て支援の意識啓発を図ることが示され、私立保育園(所)を中心に2005年までに11施設が開設された。一方、保育所が少ない地域における子育て支援拠点の整備と、在宅子育て家庭に対する一層の支援を目的に、2003年より「つどいの広場事業」が開始され、2005年までに3施設が開設された。

また関連する取り組みとして、2001年に商店街中心部に公設民営型(運営:NPO 法人「山口せわやきネットワーク」)の市民活動支援センター「さばらんて」が設置され、市民活動の支援体制が整えられた。同年育児サークルネットワーク「ぶちねつ」が発足し、サークル間の交流や情報誌発行等により、母親達が主体的に育児サークル活動の連携を広げており、主任児童委員による子育てサロンや母親クラブの活動も実施されている。さらに2004年策定の「山口市地域福祉計画」では、自治体による子育て支援施設整備と併せて、地域の多様な人材による子育て支援ネットワークの構築が掲げられ、子育て支援施策の中で早期から市民参加を促す仕組み作りが進められている。

3.2 「てとと」の開設

JR山口駅前7商店街で構成される中心商店街があるが、1990年代後半頃から空き店舗が増加したため、中小企業庁「コミュニティ施設活用商店街活性化事業」(2002)を利用した空き店舗対策が計画

表3 建物の賃貸借契約内容

番号	施設名	契約内容						開設時の改修費負担		
		所有者	契約方式	契約期間	家賃(円/月)	買取請求権	原状回復義務		家賃補助(円/月)	改修費(万円)
1	てとと	個人	普通借家	1年	21万 ^{注1)}	無	無	0	不明	貸し主
2	ちゃ☆ちゃ☆ちゃ	山口市	—	—	—	—	—	—	不明	貸し主
3	しゅっぽぼ	個人	普通借家	5年	0	無	有 ^{注2)}	0	280.0	助成金 ^{注3)}

表注1)「てとと」は契約当時家賃は21万円だったが、2010年度は5.9万円に減額されている
 表注2)所有者の承諾があったときは、現状のままで返還可
 表注3)山口市単独事業による助成金と、自治会連合会・地区社協による助成金

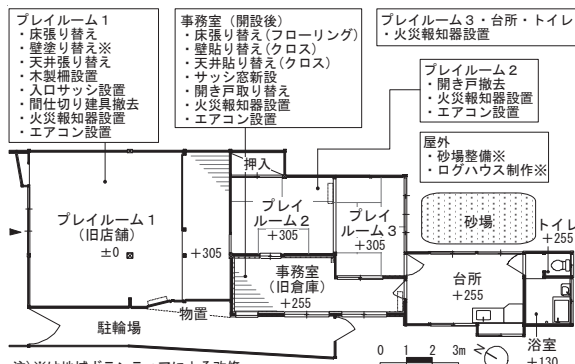


図3 「てとと」改修平面図



a. てとと b. ちゃ☆ちゃ☆ちゃ c. しゅっぽぼ
写真1 施設外観

された。商店街中心部に「さばらんで」が設置されていたため、商店街の西入口に母親・子ども・障害児等の施設、東入口に高齢者・障害者等の施設設置が計画され、「さばらんで」と連携した商店街の来街者増と回遊性向上が意図された。行政・商店街関係者・NPO法人(せわやきネットワーク)等で組織される施設設置計画のための運営委員会での検討の結果、2002年に「つどいの広場事業」が開始されたことを契機に、西入口には商店街活性化事業とつどいの広場事業を活用したひろば設置が提案された。2003年2月に市が「せわやきネットワーク」に事業委託することが決定し、同年7月に開設された。

建物は商店街西入口に立地する木造平屋建て町屋形式の店舗併用住宅(旧カメラ店・写真1-a)が選定され、個人所有者と運営主体間で1年毎の普通借家契約が締結された。契約当時家賃は21万円/月である(表3)。開設時に旧店舗部分の内装張り替えと間仕切り建具撤去を主とする改修が貸主負担で行われた^{注9)}。続き間座敷・台所・トイレ・浴室は既存のまま利用され、地域ボランティアにより屋外に砂場とログハウスが整備された(図3)。この他開設後に借主負担で旧倉庫部分に事務室を設置する改修が行われている。敷地内に駐車場がないため商店街の有料駐車場が利用されている。

3.3 「ちゃ☆ちゃ☆ちゃ」の開設

「てとと」開設後、毎月の利用者数は施設の収容能力を超える千名前後に上ったため、同様のひろばの増設が検討された。2003年10月に中心市街地に立地する児童センター内児童図書館の移転を契機に、絵本の充実や小学生と乳幼児の交流等、旧図書館の機能を活かしたひろばの整備が決定され^{注10)}、2004年5月に市直営により

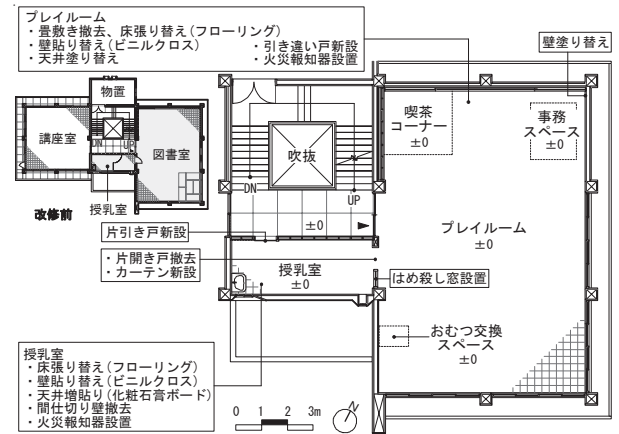


図4 「ちゃ☆ちゃ☆ちゃ」改修平面図

表4 「つどいの広場事業」に関する予算推移

番号	施設名	予算名	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
			5,890,000	10,828,000	7,199,000	11,584,280
1	てとと	事業委託費	5,890,000	10,828,000	7,199,000	11,584,280
		中心市街地活性化補助金	1,058,500	1,034,000	1,010,000	
2	ちゃ☆ちゃ☆ちゃ	事業費		2,141,465	2,146,610	4,573,000
		初年度設備費		1,344,613		
3	しゅっぽぼ	補助金			925,000	1,225,000
		初年度設備費			2,500,000	

注)中心市街地活性化補助金は国と山口市からも同額がNPO法人へ補助されている 単位:円

開設された。建物はRC造2階建てで(写真1-b)、教育委員会が管理している。開設時に内装改修を主とする工事が行われ^{注11)}、旧図書室をプレイルームとし、授乳室は既存のまま使用されている(図4)。施設内の講座室や工作室の利用も可能で、トイレは1階児童センターと共用し、駐車場は敷地内グランドの一部が利用されている。

このように、山口市で最初に開設された2施設は中心市街地に立地し、NPO法人への事業委託と市直営により運営されている。事業予算の推移を表4に示すが、「てとと」の場合、「子育て交流拠点運営事業」委託業務として、つどいの広場事業の他に子育て支援者養成講座事業、一時預かり事業、メールマガジン事業、子育てニーズ調査研究事業等、業務内容が広範にわたるため、委託費は1千万円を超える年もある。これに対し、「ちゃ☆ちゃ☆ちゃ」は市直営のため人件費・施設賃借料が不必要で、事業費は国の補助単価(500万円)の半額程度に抑えられている。

4. 「地域型つどいの広場設置助成事業」の創設と事業概要

4.1 事業の創設経緯と事業概要

「てとと」・「ちゃ☆ちゃ☆ちゃ」の2004年度の年間利用者数は、各々8,647人・10,659人で、子育てにかかわる母親の不安感・負担感の軽減に貢献し、地域の子育て支援機能の充実に向け効果が得られていることが確認された^{注12)}。一方、両施設とも中心市街地に位置するため、農村地区よりひろば開設の要望書が提出される等、広範な地域での施設サービス需要が見込まれたため、市内各地区へのひろばの展開が検討された。しかし先行する2施設の運営と経費支出状況から判断すると、公設公営又は公設民営方式による市内16地区(合併以前)全てを網羅した子育て支援拠点の整備は、人材及び財源確保の観点から困難と考えられた。そこで、2005年3月に策定された「山口市次世代育成行動計画」において、各地区の自治会や地区社会福祉協議会、母子保健推進委員等、日常的に地域で活動する

表5 事業内容の比較

事業名(年度)	山口市地域型つどいの広場設置助成事業(2005~2006年)	山口市地域子育て支援拠点事業ひろば型(2007年以降)
趣旨	自治会を単位とした地域において、地域組織を設立し、地域内に子育て家庭が気軽に利用できる地域型つどいの広場を開設	地域において子育て支援機能の充実を図り、子育てに喜びを感じる事ができる社会環境を整備する
実施主体	地域組織(自治会、民生児童委員等)	山口市(市長の認めたものに委託等可)
補助対象事業	(1)親子の交流、つどいの場の提供 原則週3日、1日4時間以上開設	(1)親子の交流の場の提供と交流の促進 原則週3日、1日5時間以上開設
	(2)子育てに関する相談・援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施 (5)多世代交流 (6)その他 一時預かり、講習会等の実施など、地域ネットワークの構築に資する事業	(2)子育てに関する相談・援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施 (5)地域の子育て力を高める取組の実施 (6)出張ひろばの開催
実施場所	※上記の(1)~(4)は必ず実施、3年以上継続して開設する	
	子育て中の親子が集うのに適した場所(公共施設内のスペース、空き家等) ・実施場所の確保・拠点となる場所を定めて実施する ・面積：10組以上の子育て親子が一度に利用可能 ・整備：流し台、ベビーベッド、遊具など乳幼児を連れて利用しても支障のない整備	
職員の配置	子育て支援に関して意欲及び経験のあるリーダー(1名以上)と、ボランティアスタッフの活用により、十分な人員を配置	子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上(非常勤でも可)常時配置
関係機関との連携	小学校、中学校、幼稚園、保育園、留守家庭児童学級等地域内の関係機関	近隣地域の子育て支援拠点、児童委員、児童福祉施設、行政機関等
	：山口市独自の内容	

表6 補助基準の比較

補助対象事業(年度)	山口市地域型つどいの広場設置助成事業(2005~2006年)	山口市地域子育て支援拠点事業地域型つどいの広場(2007年以降)
基本額	① 100,000円×実施月数 賃金、報酬費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、備品購入費	165,000円×実施月数 賃金、報酬費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、備品購入費
	② 固定資産税相当分 20,000円×実施月数	80,000円×実施月数 家屋及び土地に係る当該年度の固定資産税相当の金額(※補助金額を上限、下回る場合は実費)
一時預かり経費加算分 ^{注1)}	20,000円×実施月数 一時預かり実施に必要な賃金、報酬費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、備品購入費	なし
初年度設備経費加算分 ^{注2)}	2,500,000円 需用費、工事費、備品購入費	500,000円 消耗品費、備品購入費
事業別補助加算分	なし	1事業につき90,000円 地域の子育て力を高める取組実施に係る賃金、報酬費、旅費、需用費、役員費
活動促進経費加算分 ^{注3)}	なし	200,000円 研修事業等に必要な賃金、報酬費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料
設立準備活動経費 ^{注4)}	なし	200,000円 設立活動に必要な賃金、報酬費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料

【経過措置】2007年以前開設施設は、当時の要綱規定を適用、固定資産税相当額も同様。
表注1)ひろばの事業として、利用料金等の規則等を定めた上で実施する場合に限る。
表注2)事業開始の初年度のみ加算とする。
表注3)事業開始年度3年度以内で1年度限り。(設立準備活動経費補助を受けた団体以外)
表注4)1地区1年度限りとする。
：山口市独自の内容

組織と人材に着目し、住民間の連携や子育て家庭の情報が得やすい地域組織が主体となり、市が補助を行う「地域型」の運営方式が構想され、公設方式と区別し市の単独事業として取り組む方針が決定された^{注13)}。さらに子育てに関するサービスを総合的に実施・調整する子育て総合支援センターと子育て支援者のための拠点を整備し、「地域型」つどいの広場及び地域子育て支援センターと連携することにより、情報提供・人材育成等を行う子育て支援のネットワーク構想が掲げられた。また事業構想段階において嘉川地区から施設改修に対する補助要望があり(2004.3)、事業を推進する上での必要性が認められたため、改修補助金を組み込むこととし、2005年4月に市単独事業として「地域型つどいの広場設置助成事業」が創設され、毎年2ヶ所開設する目標が立てられた。合併(2005.10)後に策定された「山口市次世代育成支援行動計画」(2006.10)では、市民との協働による「地域型つどいの広場」の設置を最重要施策として、2009年度までに市内に10ヶ所設置する具体的な数値目標が提示された。

事業概要を表5左に示すが、国の事業の場合には実施主体は市町村であるが、本事業は自治会等で構成された地域組織で、民設民営方式を導入している点に独自性を有す。補助対象事業は国の必須事

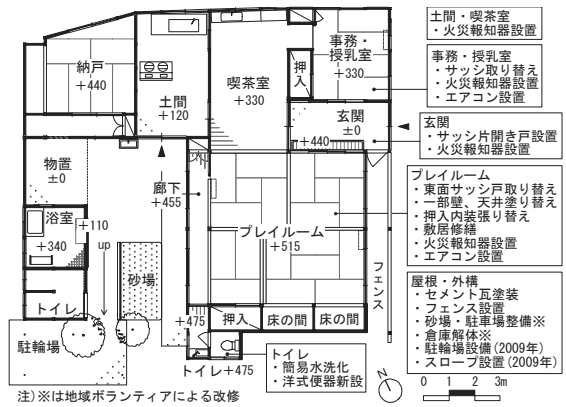


図5 「しゅっぽぽ」改修平面図

業4項目(表5左中(1)~(4))が盛り込まれているが、ひろばの開設時間は、国の規定1日5時間以上に対し、1日4時間に緩和されている。さらに、多世代交流、一時預かりや講習会の実施等、地域ネットワークの構築に資する事業を任意で行なうこと、職員は子育てに関心のあるボランティアスタッフを活用することが独自の項目として加えられている。

補助基準を表6左に示すが、補助基本額の運営費は月10万円で、国の補助基準の約1/4に抑制されているが、山口市独自の補助対象として、家屋及び土地に係る固定資産税相当額が毎年助成され、加算分として、一時預かりを実施する場合は月2万円、初年度設備経費として施設整備に対し250万円が補助される。補助額は市の高齢者施設改修助成額を参考に算出されている。

4.2 「しゅっぽぽ」の開設経緯と改修内容

嘉川地区では2001年に地区民生委員児童委員協議会、母子保健推進協議会嘉川地区、嘉川幼児学級の3団体により子育て支援連絡組織「みらい」が結成された。地区内に公園や子育て支援拠がないため、子どもの遊び場整備を目的に2003年より「子ども館」建設運動が進められた。2004年には市への要望書提出、乳幼児を持つ母親を対象としたアンケート調査、公民館を利用した実験サロン等の子育て支援活動が展開された。サロンは月2回で母親等から常設の施設開設を望む声が高まり、当初は公民館内に設置が検討されたが、スペース確保が困難なため公民館近隣の空き家を活用する方針が決定された。2005年4月の市単独事業の創設を契機に、空き家を確保し設置申請を行い7月に開設された。

建物は昭和初期建築の農家住宅(写真1-c)で、所有者と「みらい」の会員が知人のため理解が得られ、無償借入が可能となり、「みらい」と所有者間で5年間の使用貸借契約が締結された。運営主体が近隣の工務店に依頼し改修工事が行われており、改修内容はトイレの簡易水洗化、開口部建具交換、屋外フェンス設置、屋根塗装、砂場新設で、四つ間取りの部屋の建具を撤去しプレイルームに、板の間は喫茶室に充てられている(図5)。またボランティアにより既存倉庫を撤去し駐車場が整備された。改修費は280万円で、250万円は市より、30万円は地区社会福祉協議会より助成されている。開設後に雨漏りが生じたため、2010年に「山口県安心こども基金」^{注14)}を活用し屋根塗装工事(29万円)が行われている。

年間運営補助金は10万円×12ヶ月+固定資産税=計1,225,000円で(表4)、市直営施設と比較しても半額以下であり、事業創設の主旨

表7 運営組織の構成と施設運営の概要

番号	施設名	運営主体の組織構成				運営形態			スタッフ		
		自治会	社協	民生	母推	その他	開館曜日	開館時間	利用料 (1家族当たり)	有償	無償
1	てとと					せわやきネットワーク より独立	月～金	10-15時	無料	6	7
2	ちゃ☆ちゃ☆ちゃ					元保育士有志による	火～土	10-16時	無料	10	5
3	しゅっぽっぼ	●	●	●	●	幼児学級、かがわっ 子サポーターズ	火・水・金 第3土曜	10-16時	100円/回	41	0
4	キラ◇きら	●	●	●	●	市議会議員、主任児 童委員など他17団体	月・火・木 第2土曜	10-16時	100円/回	10	0
5	楽楽楽	●	●	●	●		月・火・木	10-15時	100円/回	8	10
6	小郡ぼっぼ	●	●	●	●	老人会、子育て支援 センター、母親クラブ、 育児サークル会員	火・木・土	10-15時	200円/月	0	37
7	ひらひら	●	●	●	●		月・火・木	10-15時	100円/回	14	0

凡例 社協：地区社会福祉協議会 民生：民生児童委員 母推：母子保健推進委員

がない地域に優先的に施設開設を働き掛け、地域協議会設立のための調整・支援を行う。次に「協働型」のひろばが市委託事業として開設予定地区において「出張ひろば」を開催し、スタッフの養成とともに開設までの支援を行う。さらに2008年より市から「お父さん応援モデル事業」が「めぶき」に事業委託されており、「協働型」と「地域型」のひろばが協同で活動に取り組むことにより、子育て支援のネットワークが強化されている。

5.3 施設の設立経緯

事例4「キラ◇きら」は、大殿地区に子育て支援拠点がないため、2006年11月に市が母子保健推進委員・主任児童委員・地域住民に働きかけ、「大殿子育て支援グループ」(後の実施主体)を設立後、地区社会福祉協議会及び大殿公民館と協議し、地域組織「大殿子育て支援推進協議会」を設立、2007年6月に市担当者が同席し第1回協議会が開催された。2007年度より改修費補助事業が廃止されたため、改修の必要がない建物であること、敷金・礼金を家賃に組み込むことを条件に候補を探した結果、地区民生委員を通して7月に物件が見つかり、9月に開設された。出張ひろばは実施されておらず、開設後に「ちゃ☆ちゃ☆ちゃ」にてスタッフの勉強会が実施されている。

事例5「楽楽楽」は、2006年に市から地区社会福祉協議会と自治会にひろば設置の提案があり、年度末に地域説明会が開催された。翌年7月に地区内の子育て経験者が集まり、運営協議会設立に向けた検討が開始され、9月より「てとと」のサポートを受け高齢者生きがいセンターで月1回出張ひろばが開催された。その間候補物件の探索を行い、小学校そばの庭付き物件が選定され(2008.2)、6月に運営協議会設立後開設された。

事例6「小郡ぼっぼ」の場合、2007年に私立保育園が新築・移転し、建物が市へ寄贈され、施設南側は高齢者生きがいセンターとして自治会が管理・運営することが決定したが、北側の乳幼児室2室の用途について自治会を中心に検討された際、市議会議員から「地域子育て支援拠点事業」の紹介があったことがひろば設置の契機となった。2008年1月に市が地域説明会を開催し、「しゅっぽっぼ」視察後、「つどいの広場設置準備委員会」が設置された。4月より1年間県内財団の助成を受け月1回の子育てサロンが開始され、11月から翌年3月迄週1回出張ひろばが「てとと」スタッフのサポートを受け開催された。その後、地区の母親に対するアンケート調査及び先行施設の視察を実施し、2009年5月に開設された。

事例7「ひらひら」の場合、2008年秋に平川地区母子保健推進委員会会議で、平川地区は流入人口が多く子育て支援拠点が不足しているとの指摘があり、地区担当保健師を通じて市にひろば設置の要望が提出された。2009年7月、市により地区説明会が開催され、9月に

表8 2007年以降設置施設の貸借契約内容

番号	施設名	契約内容						家賃補助 (円/月)	改修費 (万円)	開設時の 改修費 負担
		所有者	契約方式	契約期間	家賃 ^(注1) (円/月)	買取請求 権	原状回復 義務			
4	キラ◇きら	個人	普通借家	3年	8万	無	有	8万	30.0 ^(注3)	—
5	楽楽楽	個人	普通借家	5年	8万	無	有	8万	367.5	貸し主
6	小郡ぼっぼ	山口市	—	—	—	—	—	—	6.5 ^(注3)	—
7	ひらひら	個人	普通借家	5年	8万	無	有 ^(注2)	8万	250.0	助成金 ^(注4)

表注1) 駐車場代を含む 表注2) 所有者の承諾があったときは、現状のまま返還可
表注3) 開設後にかかった改修費 表注4) 「山口県安心子ども基金」による助成金

協議会設立に向けた検討が開始された。2010年2月より地域交流センターにて「ちゃ☆ちゃ☆ちゃ」のサポートを受け週1回出張ひろばが開催された。その間空き家を探したが見つからず、スタッフが空き家を所有する知人と交渉し、家屋西側は所有者が盆・正月等に使用するため、玄関より東側を借りることで了承を得、5月に「平川子育てつどいの広場運営協議会」設立後、7月に開設された。

5.4 運営組織の構成と運用形態

運営組織の構成と運用形態を表7に示す。「てとと」開設時は運営主体がNPO法人、実施主体が市内で育児サークルを中心に活動していた母親と有志だったが、2006年3月に実施主体が独立して「NPO法人あつと」を設立し運営されている。「ちゃ☆ちゃ☆ちゃ」は開設当初は児童文化センター職員と保育士により運営されていたが、2007年4月より保育士有志で結成された子育て支援グループに事業委託がなされている。このように「協働型」の2施設は運営主体と実施主体が同一で、自治会等の地域団体は構成員に含まれていない。利用料は無料で週5-6日開館している。

「地域型」の5施設は自治会、地区社会福祉協議会、民生児童委員、母子保健推進委員等を中心に運営組織が構成され、「しゅっぽっぼ」は幼児学級等、「キラ◇きら」は、市議会議員や主任児童委員等17団体、「小郡ぼっぼ」は母親クラブ・育児サークル会員等が所属し、地域内の多くの団体と連携している。実施主体のスタッフは運営主体とは別に知人や個人情報等を通して集められ、有償・無償を含めるといずれの施設も10名以上のスタッフを確保し、ローテーションを組み負担分散の配慮がなされている。利用料は1回100円又は月200円(事例6)と安価で、スタッフの賃金は補助金により賄われている。週3日開館が基本である点も「協働型」と異なる。運営主体は予算の承認や補助金の書類手続き等を担当し、地区の祭りに協力する等、施設により異なるが日常の業務に関わることは少ない。

以上、「地域型」による施設整備を市全域に展開するため、「地域子育て支援拠点事業」への統合に伴い補助制度が改正され、運営費増額と家賃補助導入が図られた。新規開設の際は、市が地区説明会を開催し協議会設立の支援後、「協働型」のひろばスタッフによる出張ひろば開催を通してスタッフを養成する体制が構築されており、3年程度の準備期間を経て開設に至っている。一方空き家を活用した事例4,5の場合、4-5件の空き家候補物件を探しており、事例7は建物の半分を借用する形式となっていることから、立地条件、施設の規模・老朽度や駐車スペース確保等の条件に適合する物件を見出すことの困難性がうかがえる。

6. 施設の整備内容と改修費調達方法

6.1 契約方式と整備内容

事例4-7の契約内容を表8に示す。事例4は貸家として建築され

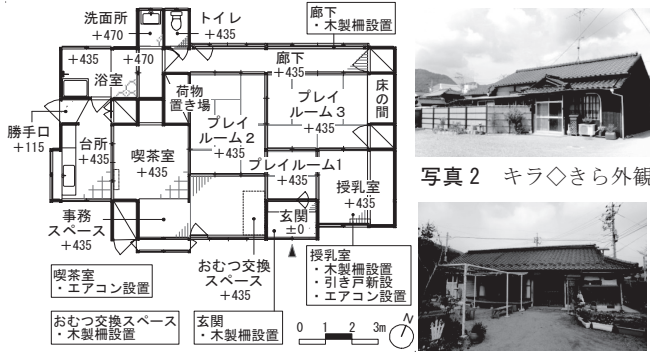


図 10 「キラ◇きら」改修平面図



写真 2 キラ◇きら外観



写真 3 楽楽楽外観

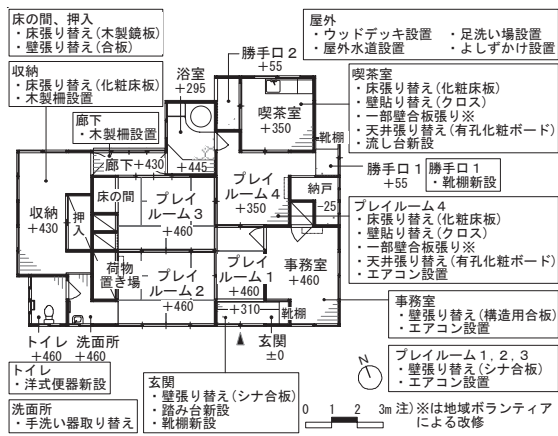


図 11 「楽楽楽」改修平面図

た木造平屋建て住宅で(写真 2)、所有者と運営主体間で 3 年間の賃貸借契約が締結され、家賃は 8 万円(駐車場代込)である。前入居者退去直後で良好な状態であり、開設時に改修は行われていない。玄関前室と続き間座敷は建具を撤去しプレイルームとし、東和室に授乳室が設けられている(図 10)。2010 年度に「山口県安心子ども基金」を活用し転落防止柵設置工事が行われている(改修費 30 万円)。

事例 5 は木造平屋建て住宅で(写真 3)、所有者が県外居住のため近隣に住む親族が管理しており、管理者を通して所有者と運営主体間で 5 年間の賃貸借契約が締結された(家賃 8 万円, 駐車場代込)。空き家期間が 10 年以上で老朽化していたが、ひろば設置に対する管理者の理解が得られ、管理者負担で改修が行われた。市内の古民家再生グループに設計が依頼され、改修要望を反映した見積もり額を管理者に示し、許可を得た後に工事が行われた。内装の改修が主で、和室 3 間と板間は建具が撤去されプレイルームに、台所はシンクが新設され喫茶室に用途変更し、トイレには便器と乳児用手洗いが設置された。改修費は 367.5 万円である(図 11)。また、改修費を抑えるため既存壁撤去及び床・壁塗装は地域ボランティアにより作業が行われた。開設後「山口県安心子ども基金」を利用し、エアコン取付工事と加湿空気清浄機が設置されている(30 万円)。

事例 6 は木造平屋建ての保育所で(写真 4)、市所有のため市負担で子供用トイレの汚物槽撤去及び手洗いが設置された(設置費 6.5 万円)。入口は生きがいセンターと別に西側に設けられ、プレイルームの一角に事務スペースとおむつ交換・授乳スペースが設置された(図 12)。調理室と大人用トイレ、駐車場(旧園庭)は生きがいセンタ

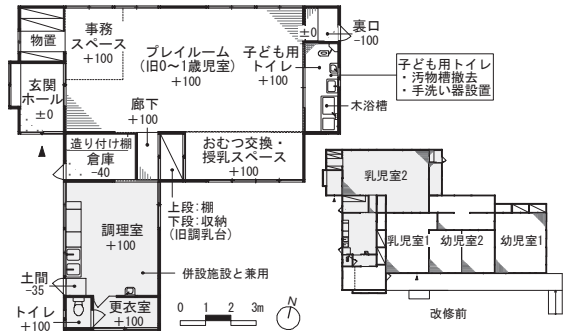


図 12 「小郡ぼぼぼ」改修平面図



写真 4 小郡ぼぼぼ外観



写真 5 ひらひら外観

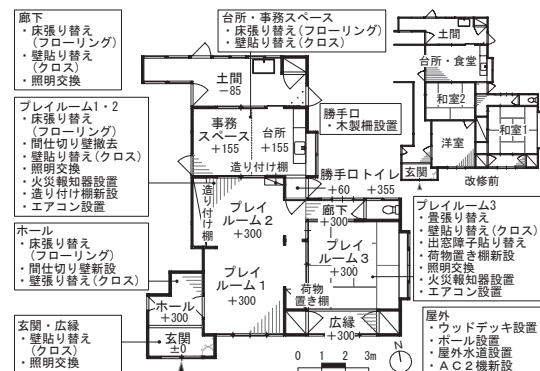


図 13 「ひらひら」改修平面図

ーと共用である。

事例 7 は木造平屋建て住宅で(写真 5)、玄関より東側の和室 2 部屋・洋室・台所兼食堂・土間部分について、所有者と運営主体間で 5 年間の賃貸借契約が締結されており、家賃は 8 万円(駐車場込)である。2010 年度は改修費に対し 250 万円を上限に補助金(山口県安心子ども基金)が支給されるため、補助金の範囲内で改修を行うこととし、地区内の設計事務所に設計が依頼され、スタッフと市職員の意見を反映した設計がなされた。既存平面構成は全居室が独立していたため、洋室と和室 2 の間仕切り壁が撤去され、フローリングに張り替えられ、和室 1 は押入れが解体・撤去され、建具も外されプレイルームに充てられている(図 13)。その他は内装の張り替えとウッドデッキの設置で、改修費は 250 万円である。

以上、空き家を活用した事例 4,5,7 の契約期間は 3-5 年と短期で、家賃は補助額上限の 8 万円に設定されている。改修費が 250 万円以上の事例は内装の改修に加え、水廻り設備改修(事例 5)や平面構成の変更(事例 7)が行われている。一方構造部材の交換や屋根の葺替えは行われておらず、比較的状态の良好な物件が選定されている。

6.2 改修費調達方式と家賃運用の関係

空き店舗や空き家を活用した 5 例(事例 1,3,4,5,7)では、改修費調達方式と所有者の家賃収入に相違が見られ、その関係は図 14 に示す 3 パターンの改修方式に分類される。

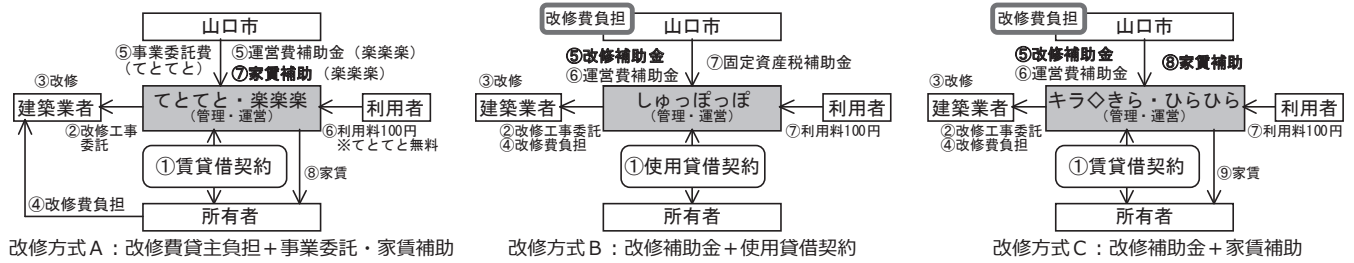


図 14 改修方式の分類

改修方式 A：改修費貸主負担+事業委託・家賃補助は、貸主負担で改修が行われ、貸主負担分は事業委託費又は補助金による家賃収入により回収される方式で、事例 1,5 が該当する。運営主体の改修費及び家賃負担はなく、運営費も事業委託費又は補助金により賄われるため運営主体の経済的負担は生じない。家賃の一部を改修費の返済に充当する方法であるが、事例 5 の場合は貸主が税金の手続きが煩わしく、家賃収入は全額改修費返済に充てられている。事例 5 の改修費は 367.5 万円で、元利均等返済(借入利率 10%,返済回数 60 回)で計算すると返済額は 7.8 万円/月で家賃 8 万円とほぼ同額であり、5 年間の契約期間中に返済可能である。

改修方式 B：改修補助金+使用貸借契約は、市の補助金を適用して改修が行われ、使用貸借契約により無償で借り受ける方式で、事例 3 が該当する。この場合も運営主体の経済的負担は生じておらず、貸主は助成金で持家の改修が可能となり、固定資産税も補助金により賄われるため、空き家提供を促していると言えるが、家賃収入はない。事例 3 は開設時に家賃補助がなかったため、無償提供が得られる空き家を探しており、貸主の理解が得られた事例である。

改修方式 C：改修補助金+家賃補助は、市の補助金を適用して改修が行われ家賃も市が補助する方式で、事例 4,7 が該当する。運営主体及び貸主には経済的負担がなく、貸主に家賃収入がもたらされる。事例 4 は開設後に 30 万円の改修、事例 7 は開設時に 250 万円の改修が行われており、両者とも「山口県安心子ども基金」が活用されている。貸主は家賃補助により月 8 万円の家賃収入を得ることが可能で、改修方式 A と比較すると改修費負担が生じないため、貸主の家賃収入が最も多い方式である。

以上より、改修費補助制度廃止後は、家賃補助の導入により貸主が改修費を負担しても家賃収入により貸主負担分を回収する方式(改修方式 A(家賃補助))が可能となり、家賃を補助額上限の 8 万円に設定すれば 5 年間の契約期間中に貸主負担分が回収可能で、350 万円以上の改修が実現している事例が確認された。さらに改修費に補助金が適用され、契約期間中の家賃収入を得ることが可能となる改修方式 C は、空き家提供を促す有効な方式として位置付けられる。

7. 結論

本論では山口市の「地域型つどいの広場設置助成事業」を対象に、事業制度の創設経緯、地域組織による施設整備プロセス、施設改修内容と費用調達方法に関し分析を行い、以下の知見を得た。

1) 山口市の単独事業は、自治会を単位とした地域組織を実施主体とする民設民営方式が導入され、ボランティアを活用することにより運営費が月 10 万円と大幅に抑制されている点、固定資産税及び改修費に対する補助が導入され、空き家活用が促進されてい

る点に独自性を有す。一方で、人件費と家賃に対する運営費不足が課題として指摘され、「地域子育て支援拠点事業」への統合に伴い、運営費の増額と家賃補助の導入がなされた結果、毎年 1 施設が着実に整備されている点は評価される。

2) 施設開設及び運営の支援体制について、市民団体が運営する「協働型」と地域組織が運営する「地域型」にひろばを区分し、「協働型」は市の事業委託により子育て支援情報発信・支援者養成拠点として機能している。新規の施設開設の際は、市が協議会設立まで支援した後、「協働型」のひろばスタッフによる出張ひろば開催を通してスタッフが養成されており、行政・「協働型」・「地域型」の明確な役割分担と連携体制が構築されている点が特徴である。

3) 施設の確保について、市所有施設(事例 2,6)は空き施設利用を契機に開設されているが、空き家活用施設の場合(事例 3,4,5,7)は地域組織により物件が探されており、条件に適合する空き家を確保するまでに時間と手間を要している。比較的状态の良好な物件が選定されているため大規模な改修の必要性は生じていないが、改修費が 250 万円以上の事例では水廻り設備改修や平面構成の変更が行われている。

4) 改修費調達方法及び所有者の家賃収入に相違が見られ、貸主負担で改修が行われ、貸主負担分は事業委託費又は補助金を活用した家賃収入で回収する方式、自治体からの補助金を適用して改修が行われ、使用貸借契約により無償で借り受ける方式、自治体からの補助金を適用して改修が行われ、家賃も自治体が補助する方式に 3 区分される。所有者の空き家提供促進の観点からは、貸主は補助金で空き家となった持ち家を改修した上で、契約期間中の家賃収入が得られる方式が有効な手法として見出された。

以上より、山口市においては、行政による運営組織立ち上げ支援による地域人材の発掘と、NPO 法人等の組織力を有す団体を主体とする子育て支援者養成拠点形成を行い、この支援者養成拠点を核とした地域の人材を育成していること、その上で子育て支援拠点施設の開設と運営を支援する、行政・NPO 法人・地域組織が連携した総合的支援体制が構築されたことが、地域組織による子育て支援拠点整備が実現した要因といえる。一方施設整備に関しては、貸主負担又は補助金により改修費が賄われており、運営主体が施設整備費を確保することの困難性が指摘される。従って、改修事例に見られるように、「安心子ども基金」等の活用により、補助金で施設を改修した上で貸主が家賃収入を得ることが可能な助成システムを構築し、所有者の空き家提供を促す制度の拡充が課題である。こうした人材育成支援体制と公的助成制度を確立し、両者を一体的に運用することにより、地域組織を主体とする子育て支援拠点の整備と安定的運営がより促進されるものと期待される。

謝辞

本研究を進めるにあたり、山口市子ども家庭課(当時)樋元美帆氏及び各ひろばのスタッフの方々には多大なるご協力をいただきました。末筆ながら記して御礼申し上げます。

注

- 注 1) 付表 1 につどいの広場事業の概要を示す。
- 注 2) 2004年4月時点、全国に地域子育て支援センターとつどいの広場は各々2,783ヶ所、171ヶ所設置されており、各市町村は「次世代育成支援対策推進法」(2003)に基づき2004年度中に行動計画を策定し、2009年度までの数値目標を定めた。全国の各市町村における目標値集計結果を踏まえ、国の目標値6千ヶ所が示された。
- 注 3) 地域子育て支援拠点事業の概要を付表 2 に示す。また1998年より従来の「地域子育て支援センター事業」の実施要件緩和措置として、現行の週5日以上開所の要件を、週3日以上についても事業対象とする「小規模型指定施設」が認められているが、「地域子育て支援拠点事業」策定後、2010年度中に「センター型」又は「ひろば型」に移行することとされている。
- 注 4) 2007・2009年の全国の実施主体別ひろば型実施状況を付図 1 に示すが、施設数は2007年の876ヶ所から2009年には1490ヶ所と約2倍に増加している。ただし、この中には地域子育て支援センターからひろば型へと移行した施設が含まれる。
- 注 5) 2007・2009年の全国の設定形態別ひろば型実施状況を付図 2 に示す。公共施設・保育所等、既存の施設に併設されるケースが一般的であるが、空き店舗・民家・マンション・アパートの活用も1割程度見られる。
- 注 6) 参考文献 3)において、「賃貸料については、ひろば型は対象となるが、センター型、児童館型については対象とならない。また、ひろば型、センター型、児童館型について保険料や初年度備品の購入については対象となる。なお、施設整備に係る経費は対象とならない」と記載されている。
- 注 7) 山口県内の市町別の子育て支援拠点施設数を付図 3 に示すが、山口市が22と最も多く、次いで下関市(13)、萩市(12)で、都市部を中心に整備されている。山口市は県内で唯一センター型・小規模型・元気型(山口県単独事業)・ひろば型の4タイプの取組みがなされ、中でもひろば型が14ヶ所と過半数を占める。この中には「センター型」及び「小規模型」から「ひろば型」に移行した施設が7ヶ所含まれており、全て保育所に併設されている。尚、山口県単独事業「元気子育て支援センター推進事業」(2007-2009)は、過疎地域の保育所及び都市周辺部で子育て支援センターの利用規模が過疎地域と同等と認められる地域における保育所機能を活用した子育て支援拠点整備が目的で、国の事業と比較すると開設日数等の条件が緩和されている。2010年度より市町単独事業として継続実施されている。
- 注 8) 施設利用者アンケート調査は、3施設に合計120票のアンケート用紙を留置き(2006年12月)、103票の有効票を回収した(有効回収率97.2%)。
- 注 9) 関連資料が保管されておらず、改修費用は把握できていない。
- 注 10) 旧山口市平成16年第1回定例会(5日目)議会会議録による。
- 注 11) 関連資料が保管されておらず、改修費用は把握できていない。
- 注 12) 山口市平成17年第2回定例会(4日目)議会会議録による。
- 注 13) 事業創設時市担当者のヒアリングによる。
- 注 14) 国の「子育て支援対策臨時特例交付金」により造成された「山口県安心子ども基金」を活用した「子育て支援特別対策事業補助金」で、補助率が3/4のため、1/4は市一般財源より賄われている。この「安心子ども基金」は都道府県が地域の実情に応じて事業を採択するもので、子育て支援に関連するソフト事業だけでなく、賃貸料や改修費に対しても適用可能である。
- 注 15) 山口市平成19年第1回定例会(5日目)議会会議録による。
- 注 16) 国の事業では、子育て家庭の利用実態等により常設のひろば開設が困難な場合、常設のひろばを主体とする「出張ひろば」が加算事業として位置付けられている。職員は常時2名で、うち1名が常設のひろばを兼務する。
- 注 17) その他のひろばは、別に締結する業務委託契約書に規定されている。

参考文献

- 1) 大谷由紀子、中山徹、瀬波章子：全国の自治体における地域子育て支援センター事業の設置運営体制,日本家政学会誌, Vol.56, No.9, pp.661-672, 2005
- 2) 次世代育成支援をめぐる最近の動き,第10回社会保障審議会少子化対策特別部会資料 2, 2008.9.5

- 3) 地域子育て支援拠点事業 QA・事務連絡(ひろば型),NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 HP
- 4) 中園真人、山本幸子他4名：全国におけるつどいの広場設置に関する動向と山口市の現状 既存資源を活用した子育て支援施設整備 その1,日本建築学会中国支部研究報告集,第30巻,pp.649-652,2007.3
- 5) 大谷由紀子、田中智子：地域子育て支援拠点事業「ひろば型」の運営体制と課題分析ー全国の子育てひろばを対象としてー,日本建築学会大会学術概観集,E-1分冊,pp.33-36,2009.7
- 6) 財団法人こども未来財団：拠点型地域子育て支援における従事者に対する研修プログラムの開発,平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書,2007.2
- 7) 財団法人こども未来財団：地域子育て支援拠点事業における活動の指標「ガイドライン」作成に関する研究,平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書,2009.3
- 8) 松山有希子、竹宮健司：東京都「子育てひろば」の施設整備・運営特性に関する分析 子育て支援施設における育児・交流環境に関する研究 その1,日本建築学会大会学術講演概観集,E-1分冊,pp.189-190,2010.7
- 9) 立条晃次、小久保亮佑、小松尚：つどいの広場事業(地域子育て支援拠点事業ひろば型)における子育て支援の場の実態に関する研究,日本建築学会大会学術講演概観集,E-1分冊,pp.37-40,2009.7

付表 1 厚生労働省「つどいの広場事業概要」

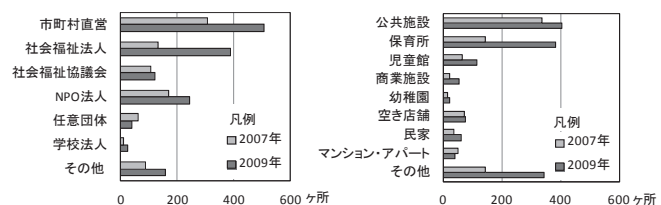
事業名	つどいの広場事業(2002~2006)
実施主体	市町村(特別区を含む)社会福祉法人、特定非営利活動法人等への委託可
内容	1)子育て親子の交流、集いの場の提供 2)子育てアドバイザーによる子育て・悩み相談 3)地域の子育て関連情報の提供 4)子育て及び子育て支援に関する講習の実施
実施方法	拠点となる常設の場を設け、週3日1日5時間以上開設する
実施場所	公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、学校の余教室、子育て支援のための子育て支援施設、マンション・アパートの一室等
職員配置	子育て親子の支援に関して意欲のある子育てアドバイザー2名以上(非常勤でも可)配置
補助単価	6,350,000円(うち初年度設備費1,353,000円)/年額
補助率	国1/3・都道府県1/3・市町村1/3、国1/3・指定都市・中核都市2/3

資料)厚生労働省HP報道発表資料2002年4月

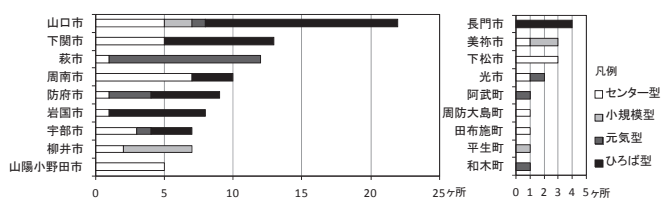
付表 2 地域子育て支援拠点事業概要

事業名	地域子育て支援拠点事業(2007~)		
実施主体	市町村(特別区を含む)ただし、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者などへの委託も可		
区分	センター型	ひろば型	児童館型
内容	1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 2)子育て等に関する相談・援助の実施 3)地域の子育て関連情報の提供 4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	○機能拡充型(別単価) ○出張ひろばの実施(加算) ○地域の子育て力を高める取組の実施(加算)	地域の子育て力を高める取組の実施(加算)(中・高・大学生等ボランティアの受入・養成)
開設日数	週5日以上、1日5時間以上	週3日以上、1日5時間以上	週3日以上、1日3時間以上
実施場所	保育所、医療施設、公共施設など	公共施設空き室、商店街空き店舗、民家、集合住宅一室等	児童館
職員配置	保育士等(2名以上)	子育てに知識・経験を有する者(2名以上)	子育てに知識・経験を有する者(1名以上)+児童館職員協力
補助単価	5日型 @7,491千円 6-7日型 @8,002千円	3-4日型 @3,556(4,787)千円 5日型 @4,355(7,390)千円 6-7日型 @5,154(7,881)千円 ※()内は機能拡充に係る単価 出張ひろば加算 @1,343千円 地域取組加算 @896千円	3日以上 @1,687千円 地域取組加算 @448千円
補助率	国1/3・都道府県1/3・市町村1/3、国1/3・指定都市・中核都市2/3		

資料)全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料2009年1月20日-21日



資料)厚生労働省HP「地域子育て支援拠点事業(ひろば型)実施状況(2007・2009年)」
付図 1 実施主体別ひろば型施設数 付図 2 設置形態別ひろば型施設数



付図 3 山口県の自治体別子育て支援拠点施設数(2010年)

(2011年10月7日原稿受理、2012年1月20日採用決定)